

資金繰りの安定や、業績の回復を図りたい方へ

県パワーアップ 融資



茨城県から信用保証料の
一部補助あり!

※一部の場合を除く

融資利率は
年1.9%~2.2%の
固定利率!

あなたのチャレンジを応援します!
- 企業とともに未来へ -

茨城県信用保証協会



ご相談・
ご質問は
こちらまで!

水戸営業部

〒310-0801 水戸市桜川二丁目2番35号 茨城県産業会館6階
◆保証経営支援課 ☎029-224-7812
◆企業サポート室 ☎029-224-7813
◆企業サポート室 経営アシストグループ ☎029-224-7852

土浦営業部

〒300-0043 土浦市中央二丁目2番28号
◆保証経営支援一課 ☎029-826-7812
◆保証経営支援二課 ☎029-826-7826
◆企業サポート室 ☎029-826-7813

ホームページは
こちら



LINEは
こちら



※融資に関しましては、審査の結果ご希望に沿えない場合があります。

県パワー1

対象者	要件1号：直近3カ月の受注高または売上高が前年同期比で5%以上減少している方 要件2号：直近3カ月の受注高または売上高が前年同期比で減少し、かつ、直前の決算で損失を計上している方 要件3号：直近3カ月の粗利益が前年同期比で5%以上減少している方 ※経営安定関連保証4、5号を利用する場合は、各制度の要件を満たすことが必要となります
融資限度額	5,000万円
責任共有制度	対象 ※経営安定関連保証4、5号を利用する場合は、各制度によります
融資期間	運転資金：7年以内(据置2年以内) 設備資金：10年以内(据置3年以内) 運転設備併用：7年以内(据置2年以内)
融資利率	3年以内：年1.9% 3年超5年以内：年2.0% 5年超7年以内：年2.1% 7年超10年以内：2.2%
信用保証料率	0.45%～1.90% ※一部の場合を除き、茨城県が信用保証料の一部を補助
添付資料	茨城県パワーアップ融資認定申請書(様式第1号)
窓口	商工会議所、商工会、茨城県中小企業団体中央会に申請 ※経営安定関連保証の認定申請窓口は市町村となります

県パワー2

対象者	要件4号 経営安定関連保証1～8号の認定を受けた方	要件6号 県が指定した倒産事業者に対し、50万円以上の売掛債権等を有している方
融資限度額	5,000万円	
責任共有制度	経営安定関連保証1～4、6号：対象外 経営安定関連保証5、7、8号：対象	対象
融資期間	運転資金：7年以内(据置2年以内)	
融資利率	3年以内：年1.9% 3年超5年以内：年2.0% 5年超7年以内：年2.1%	
信用保証料率	経営安定関連保証1～3、6号：年0.90% 経営安定関連保証5、7、8号：年0.80% 経営安定関連保証4号：年0.70%	年0.45%～1.90%
	※一部の場合を除き、茨城県が信用保証料の一部を補助	
添付資料	茨城県パワーアップ融資申込書(様式第2号)	茨城県パワーアップ融資認定申請書(県指定関係)(様式第3号)
窓口	取扱い金融機関に申込 ※経営安定関連保証の認定申請窓口は市町村となります	商工会議所、商工会、茨城県中小企業団体中央会に申請

県パワー5(経営力強化保証対応)

対象者	一般保証	経営安定関連保証5号
	経営力強化保証の申込人資格要件を満たす方	
	直近3カ月の受注高または売上高が前年同期等で5%以上減少している方	—
融資限度額	5,000万円	
責任共有制度	対象	
資金使途	事業資金	経営の安定に必要な事業資金 ※既往の新型コロナウイルス感染症 関連保証(注1)の県制度融資に係る 借入金の借換を要します
	—	県パワーアップ融資に係る借入金を 借り換える場合に限る
融資期間	運転資金：5年以内(据置1年以内) 設備資金：7年以内(据置1年以内) 運転設備併用：7年以内(据置1年以内)	運転資金：10年以内(据置1年以内) 運転設備併用：10年以内(据置1年以内) ※借換資金が含まれることが必要
融資利率	3年以内：年1.9% 3年超5年以内：年2.0% 5年超7年以内：年2.1% 7年超10年以内：2.2%	
信用保証料率	0.45%～1.75%(注2)	0.80%
添付資料	茨城県パワーアップ融資申込書(様式第2号) ※その他の添付資料は、経営力強化保証と同様となります	
窓口	取扱い金融機関に申込 ※経営安定関連保証の認定申請窓口は市町村となります	

(注1) 新型コロナウイルス感染症対策融資、伴走支援型特別保証、新型コロナウイルス感染症の発生に起因する経営安定関連保証4号、新型コロナウイルス感染症に係る危機指定期間中(令和2年2月1日から令和3年12月31日)に信用保証協会が保証申込を受付し、かつ貸付実行された経営安定関連保証5号、危機関連保証(新型コロナウイルス感染症に係るもの)

(注2) 最も低い信用保証料率(カテゴリ9)の場合あるいは、貸借対照表未作成や決算期末到来等により信用保証協会が信用保証料率の判定ができない場合は、通常の信用保証料率が適用されます